

令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る新宮高等学校における現地伴走連携支援業務委託 仕様書

1. 名称

令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る新宮高等学校における現地伴走連携支援業務

2. 目的

和歌山県立新宮高等学校（以下、「学校」という。）が、文部科学省から理数系人材育成に係る改革先導拠点として選定を受け、地域の特性や教育資源を生かしながら、理数教育及び探究学習の高度化、大学や研究機関等との連携、高度理科実験設備の整備、活用等に取り組む教育改革の効果を最大化すべく、次の3点を目的とする。

- ・生徒の資質及び能力の変容並びに学校と地域との連携の状況等をエビデンスとして継続的に把握することにより、学校における PDCA サイクルの確立及び定着を図ること。
- ・先導拠点校への定期的な現地訪問による伴走支援を通じて、学校現場の課題やニーズを把握し、取組の改善につなげるとともに、高校教育改革に係る実行計画の策定及び改善に資する情報として県教育委員会に還元すること。
- ・学校に整備する高度理科実験設備について、同校における教育活動での活用に加え、協力校等における教育活動への活用を促進するため、学校及び県教育委員会と協議しながら、支援を行うこと。

3. 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 見積限度額

金 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 委託内容

（1）進捗管理

受託者は、学校における改革全体の計画及びマスタースケジュールに基づき、取組の進捗状況について定期的に確認及び管理を行う。具体的には、月 1 回を目安として対面又はオンラインによる定例会を実施し、進捗状況をヒアリングし、必要に応じてスケジュールや役割分担の見直し等についても助言を行う。

（2）効果検証

受託者は、課題発見力、課題解決力、非認知能力等の生徒の資質・能力が、学校が取り組む一連の改革によりどのように変容したかを客観的に可視化し、事業全体の効果を検証するため、以下の要件を全て満たすアセスメントツール等を適切に選定、設計、導入するとともに、KPI の測定及び変容分析を行い、取組の改善につなげる。

- ・リーダーシップや協働性など、態度面や行動面についての生徒個人の強みを多角的かつ客観的に可視化できること。
- ・自ら進んで行動する力など、今後の成長に向けた行動や育成につながる具体的な要素を数値化して測定できること。
- ・文章や図表だけの出題に留まらず、音声や動画を問題設定に組み込んだ実践的かつ多角的な場面設定に基づく出題ができること。
- ・受検者ごとに最適化された出題ができること。
- ・受検後、生徒が自身の強みをビジュアル的に分かりやすく理解し、さらにその強みを今後の探究学習や進路選択における具体的な次の行動へとつなげることを目的とした、ワークシートや学習サポートコンテンツ等の振り返り教材の提供ができること。

- ・全国規模の大規模受検データ等、高校のみならず大学や企業等他の多様な受検集団との比較により、学校における生徒集団の特徴や立ち位置を客観的に把握できること。
- ・測定された能力データと、スクール・ポリシーやグラデュエーション・ポリシー等によって示された学校教育目標との関連性をマッピングし、関連分析が行えること。
- ・学校側から教科学力等の外部指標が提供される場合、これらの学力指標と、測定された各種非認知能力との相関・クロス分析レポートを作成し、教育実践の改善に資する示唆を提供できること。
- ・本改革事業に関わる教職員、地域住民、協力事業者等を対象としたアンケート調査を年1回以上実施できること。
- ・生徒の変容に対する外部からの客観的な評価、地域社会との連携度、及び教育活動に対する期待や課題を可視化できること。
- ・測定結果及びアンケート調査結果について、生徒、教職員、地域住民等外部評価者という少なくとも3つの視点から分析し、分かりやすい統合分析レポートを作成できること。
- ・調査結果を「学校運営協議会」等にて適切に報告し、地域住民等から寄せられた客観的な外部評価を、学校の教育活動の改善や学校経営計画等への具体的反映を目的とした対話の機会の設定を支援できること。

(3) 高度理科実験設備のシェアリングに係る支援

受託者は、学校に整備する高度理科実験設備について、整備状況、校内体制等を踏まえ、新宮市立中学校及び他の県立高等学校を含む学校への展開を含めた活用促進に向けた支援を行う。具体的には、シェアリングの実現に向け、対象機器の基本的な運用方法を整理し、誰の目にも分かりやすい運用マニュアルを整備する。

(4) 改革成果のフィードバック

受託者は、教育改革の進捗状況、時点ごとの成果、残された課題について、実施記録や(2)で行う効果検証等によって得られた客観的データを加味して整理することにより、高校教育改革に係る実行計画の策定及び改善に資する情報を県教育委員会に還元するとともに、文部科学省に提出する成果報告書等の作成を支援する。

6. 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

受託者は、業務の実施にあたって業務を統括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めることとする。

(2) 継続的な伴走支援体制

受託者は、5.(1)に掲げる定例会の他、必要に応じて学校の経営会議や校内検討会議等にも参画し、取組の進捗把握と助言を行い、改革の取組の実装を支援する。

7. 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、業務実施にあたって別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務実施に際して個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 実績報告

受託者は、毎月の利用登録者数、延べ利用者数、受講科目、利用時間帯等の利用実績を記載した月次報告書を作成し、学校へ提出するものとする。また、業務完了後はすみやかに、業務名、業務内容、業務成果、契約期間、契約金額、業務実績等をまとめた実績報告書に、業務委託費収入支出明細及び上記5.(4)で得られた情報をまとめた書類を添付したものを、和歌山県教育庁県立学校教育課あてに提出するものとする。

9. その他

(1) 権利の所在

事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として委託者に帰属する。

(2) 経理処理

受託者は、他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行った上で、会計帳簿等を事業終了後5年間保管するものとし、委託者からの開示要請があったときは迅速に対応するものとする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることをしてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と考えられる業務については、委託者と協議の上業務の一部を再委託することができる。

(4) 疑義事項等の処理

本仕様書に対する疑義又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

(別紙 1)

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定)

第 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業者に従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

3 前 2 項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 3 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 4 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 5 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第 6 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第 7 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第8 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第9 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第10 乙は、本委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第13 甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(個人情報の保護)

第14 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 前項の規定は、第5の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第 15 乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第 16 乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第 17 乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウィルス検査)

第 18 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

(監査及び検査)

第 19 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第 20 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第 21 乙は、本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第 22 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(別紙 2)

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏

えい等の防止を行うこと。

第 10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第 11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第 12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第 13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第 14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。